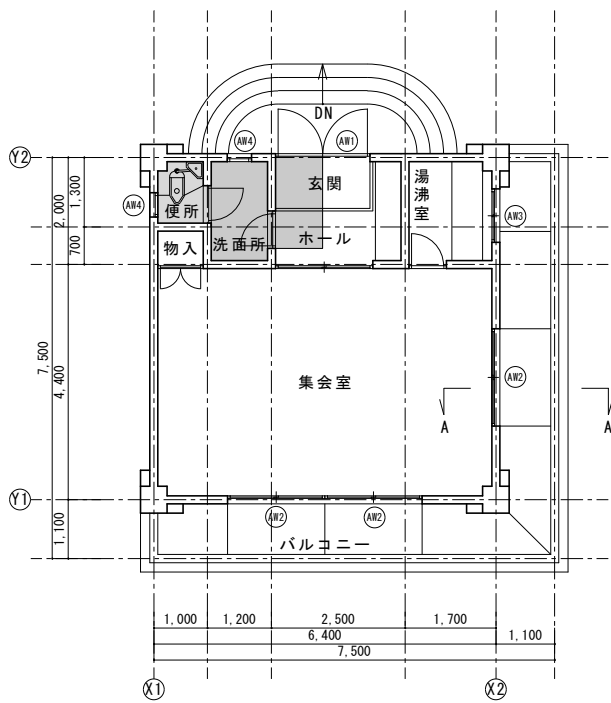


狭山市市営住宅上ノ原団地集会所改修工事

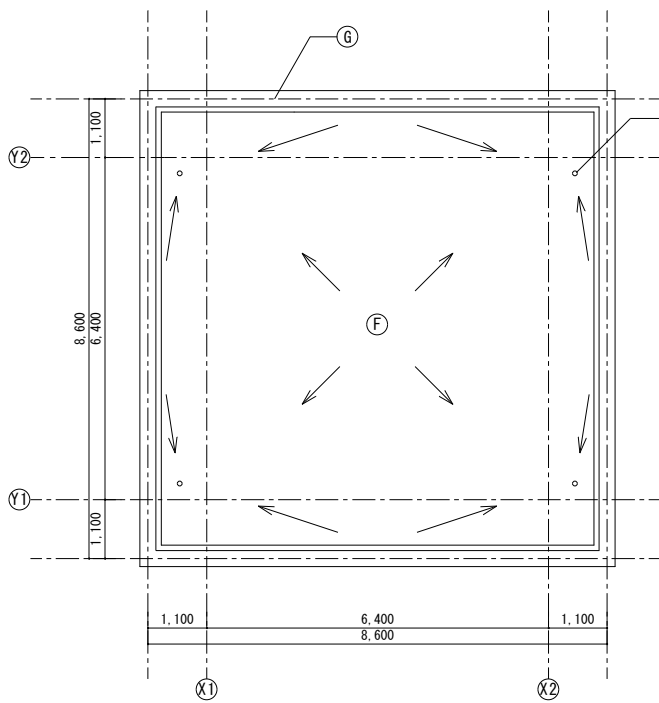
図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
A-00	表紙・図面リスト	—	E-01	電気設備工事特記仕様書	—	M-01	機械設備工事特記仕様書（１）	—
A-01	特記仕様書（改修その１）	—	E-02	改修前後 電灯設備平面図	S=1/50	M-02	機械設備工事特記仕様書（２）	—
A-02	特記仕様書（改修その２）	—				M-03	改修前後 給排水設備平面図	S=1/50
A-03	特記仕様書（改修その３）	—						
A-04	特記仕様書（改修その４）	—						
A-05	特記仕様書（改修その５）	—						
A-06	案内図・配置図	—						
A-07	平面図・立面図・断面図・仕上表	S=1/20 S=1/100						
A-08	便所・洗面所改修図	S=1/20 S=1/30						
A-09	雑詳細図	S=1/30 S=1/150						
A-10	仮設計画図（参考）	—						

[illegible]

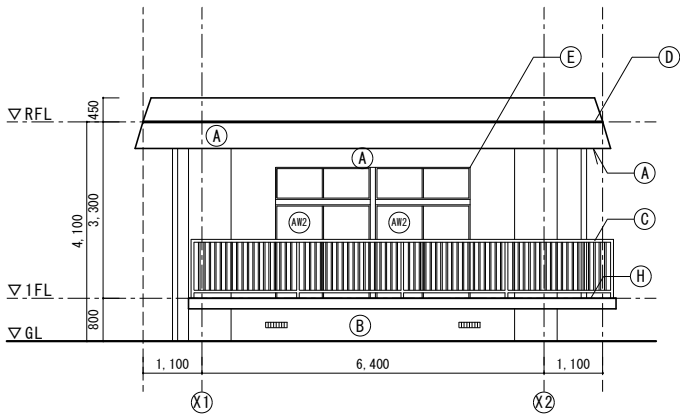
※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする



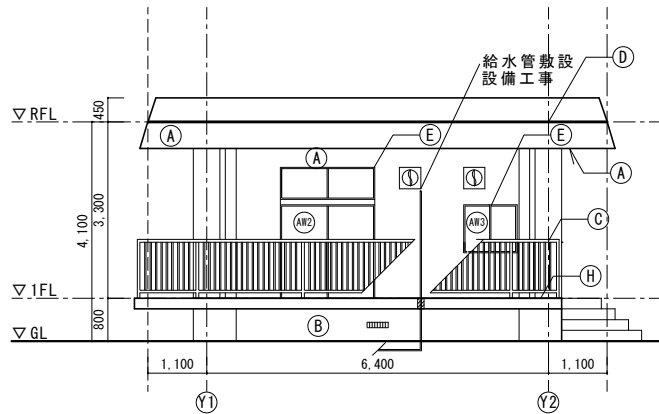
【1階平面図 S=1/100】



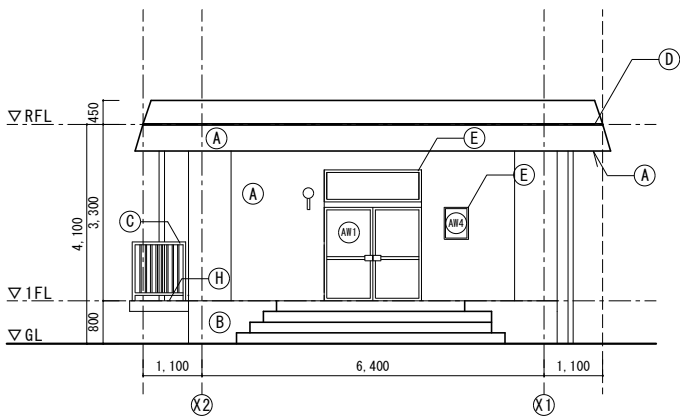
【屋上平面図 S=1/100】



【南立面図 S=1/100】

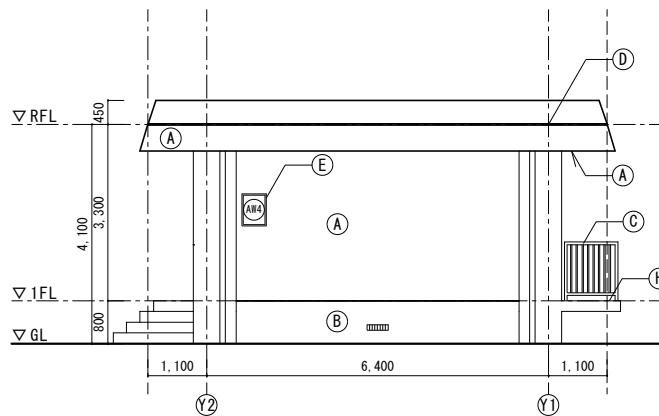


【東立面図 S=1/100】

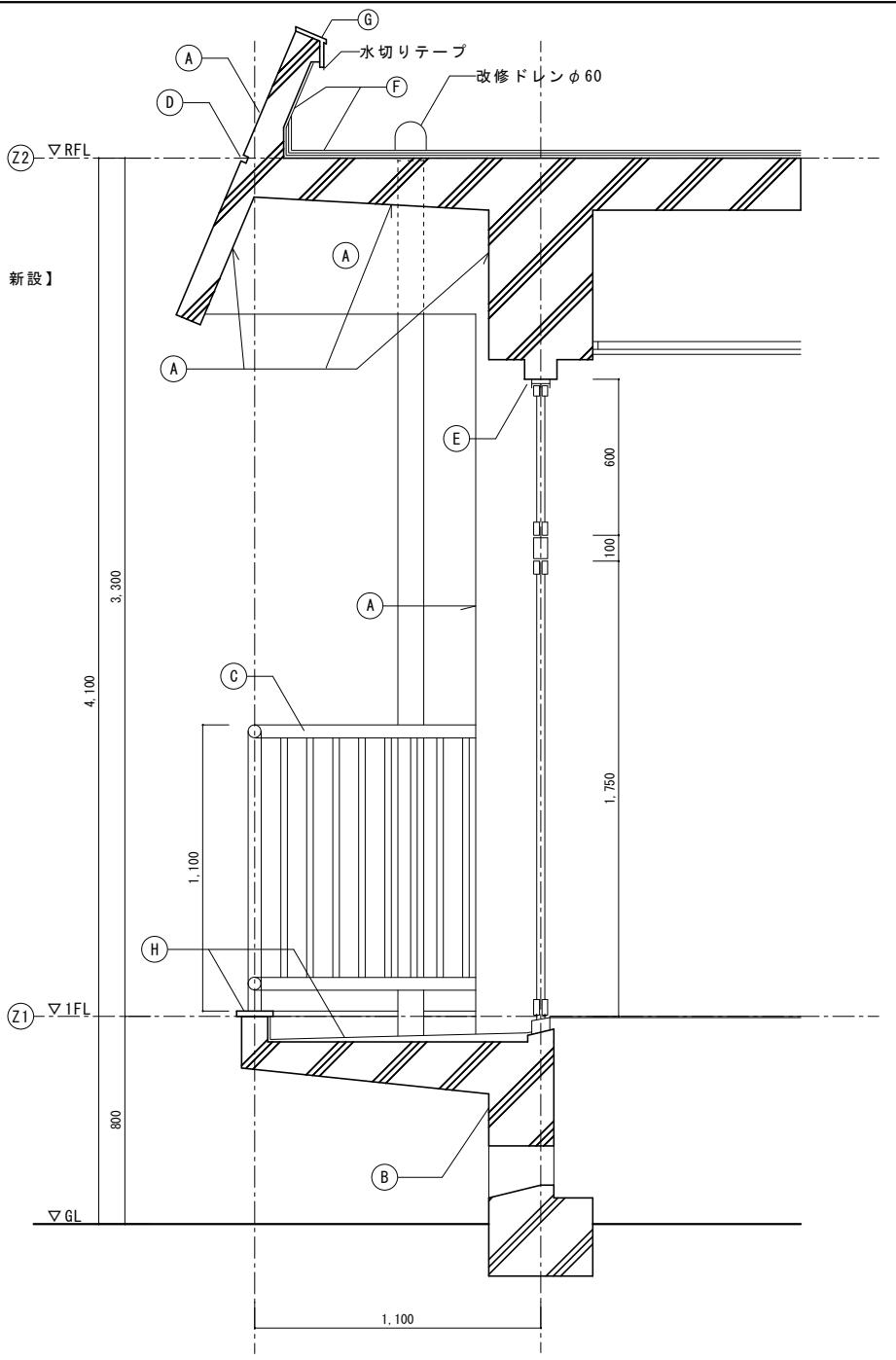


【北立面図 S=1/100】

※入口階段手摺新設 別紙参照



【西立面図 S=1/100】



【A-A'断面図 S=1/20】

記号	寸法 (mm)	面積 (㎡)	周長 (m)
AW1	1,820×2,450	4.459	8.540
AW2	1,820×2,450	4.459	8.540
AW3	900×1,000	0.900	3.800
AW4	455×600	0.273	2.100

【建具表】

記号	改修前	下地処理	改修後
A	弾性吹付タイル(防水形複層塗材E)	高圧水洗清掃・脆弱部補修 下地調整 (C-2)	反応硬化形低VOC水性塗料(上塗)
B	モルタル薄塗り	高圧水洗清掃・脆弱部補修 下地調整 (C-1)	透湿性基礎幅木専用塗料
C	SOP塗装	ケレン・錆止	DP塗装
D	素地	清掃	PU-2
E	MS-2	撤去	MS-2
F	塩ビシート防水	高圧水洗清掃	ウレタン塗膜防水 (X-2)
G	ウレタン塗膜防水 (X-2)	高圧水洗清掃・脆弱部補修・下地調整	ウレタン塗膜防水 (X-2)
H	ウレタン塗膜防水 (X-2)	高圧水洗清掃	ウレタン塗膜防水 (X-2)

【仕上表】

狭山市市営住宅上ノ原団地集会所改修工事



お茶番るまち
狭山市

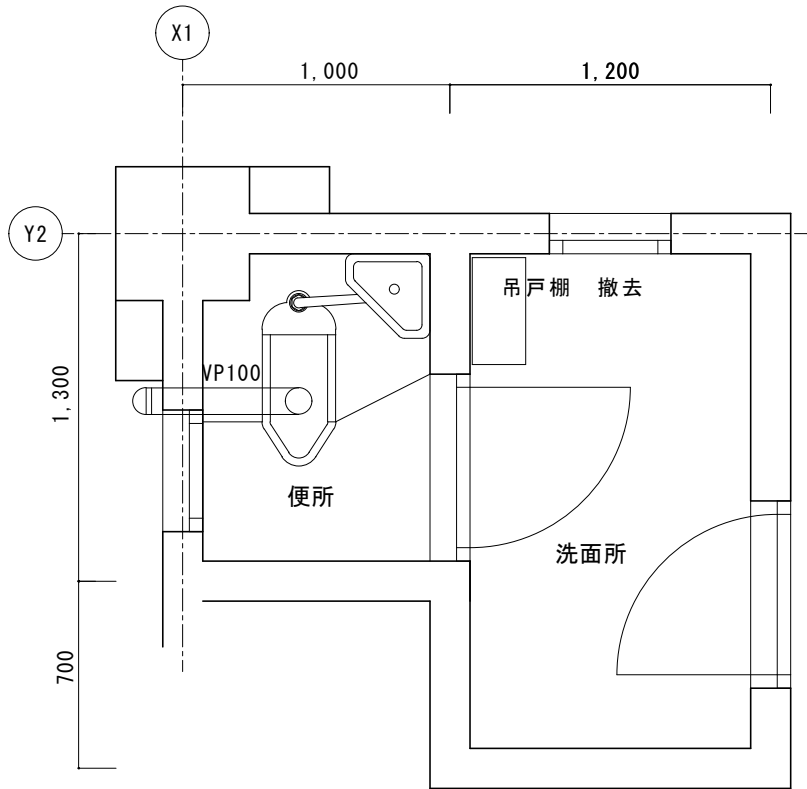
総務部公共施設管理課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL : 04-2953-1111 (代) FAX : 04-2954-6262
E-mail : kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

平面図・立面図・断面図・仕上表

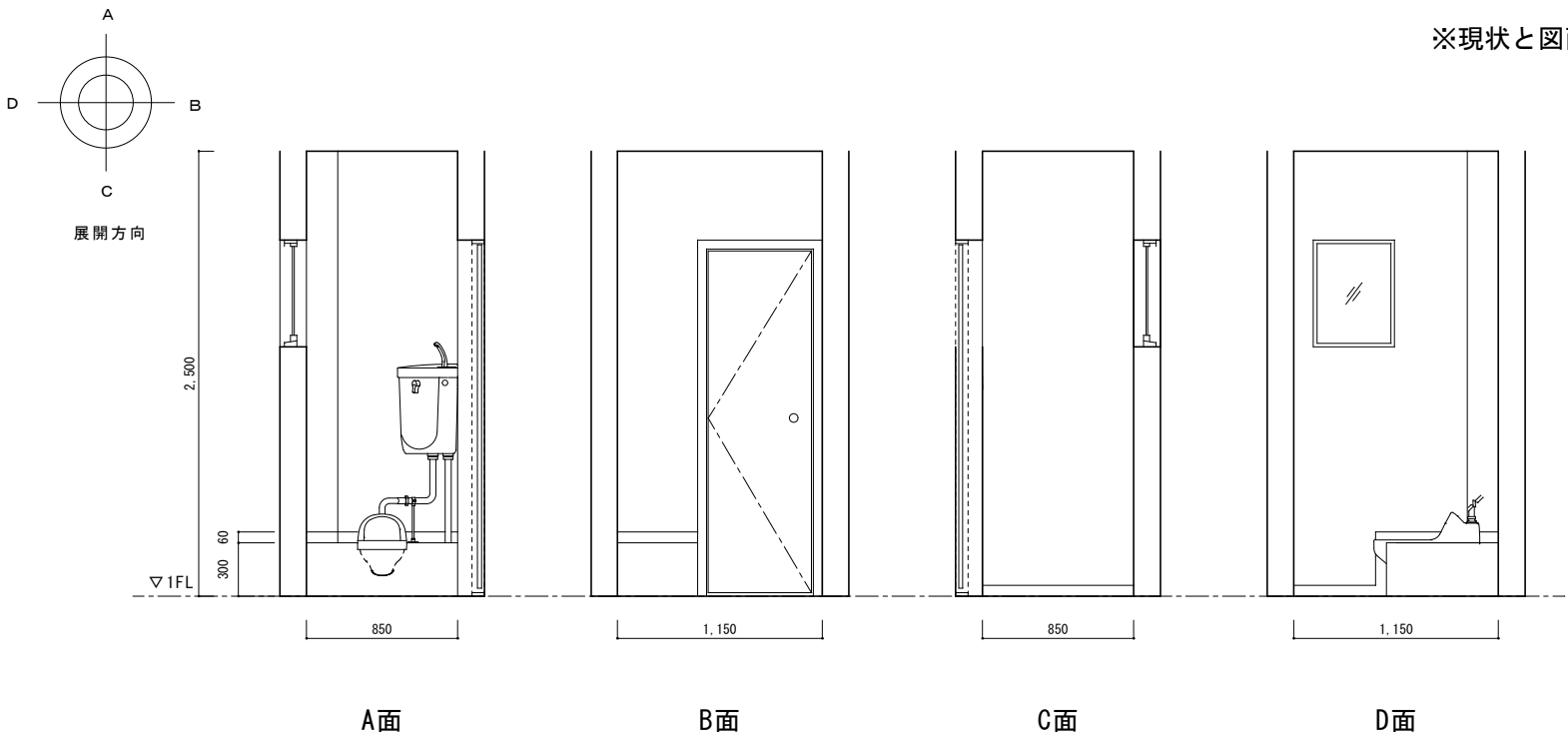
1/20
1/100

A-07

※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする



【便所・洗面所平面図 S=1/20】

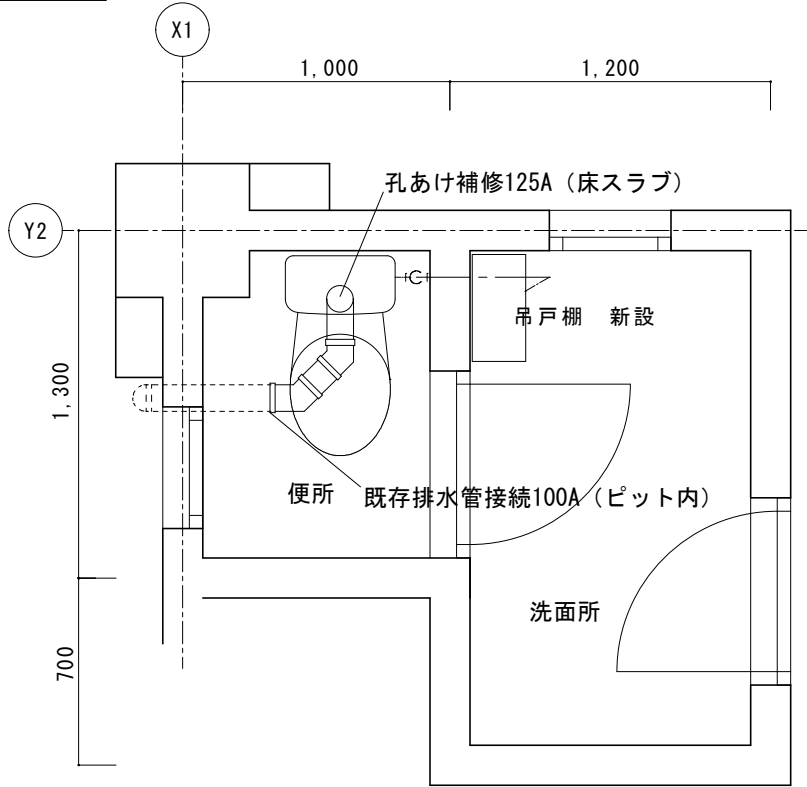


【便所展開図 S=1/30】

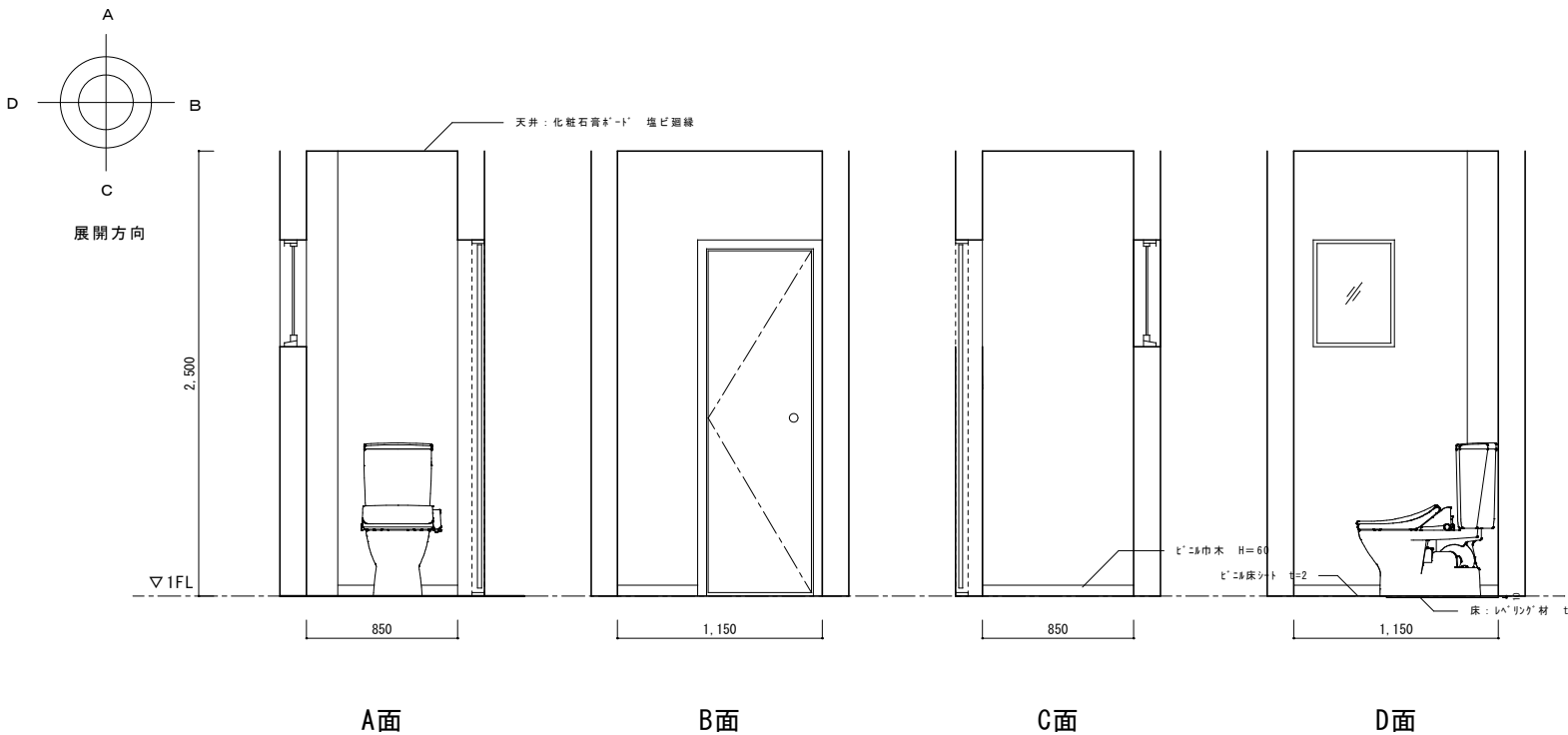
解体リスト	
天井	ポリブレン板※ 撤去 廻縁共 ※石綿みなし含有
壁	
巾木	木巾木 H=60 撤去
床	立上りH=300 撤去 塩ビシート 撤去
備考	洗面所吊戸棚撤去

改修前

改修後



【便所・洗面所平面図 S=1/20】



【便所展開図 S=1/30】

仕上表	
天井	化粧石膏ボード t=9.5 直張 塩ビ廻縁新設
壁	下地調整 反応硬化型低VOC水性塗料 (上塗) 一部ポリ塗り
巾木	ビニル巾木 H=60
床	ビニル床シート t=2.0 一部ポリベリング材
備考	ドアノブ交換: 鍵付きレバーハンドル (便所)、表示錠 鍵無しレバーハンドル (洗面所・湯沸室)

狭山市市営住宅上ノ原団地集会所改修工事



お茶番るまち
狭山市

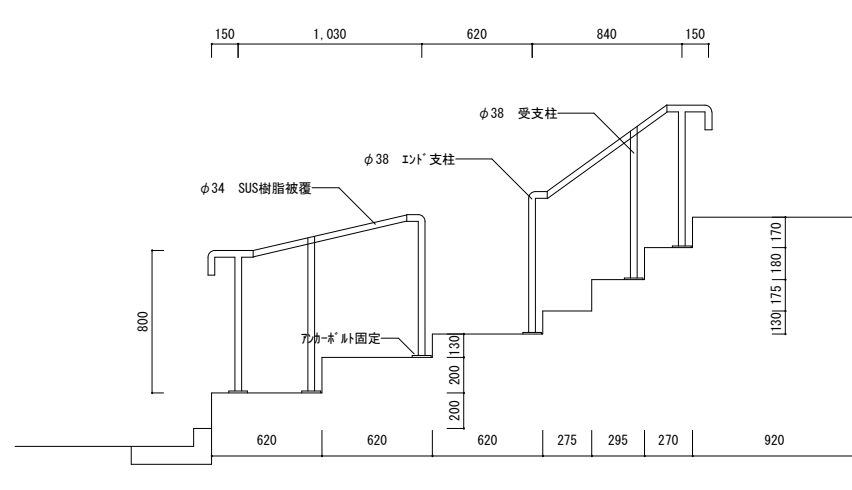
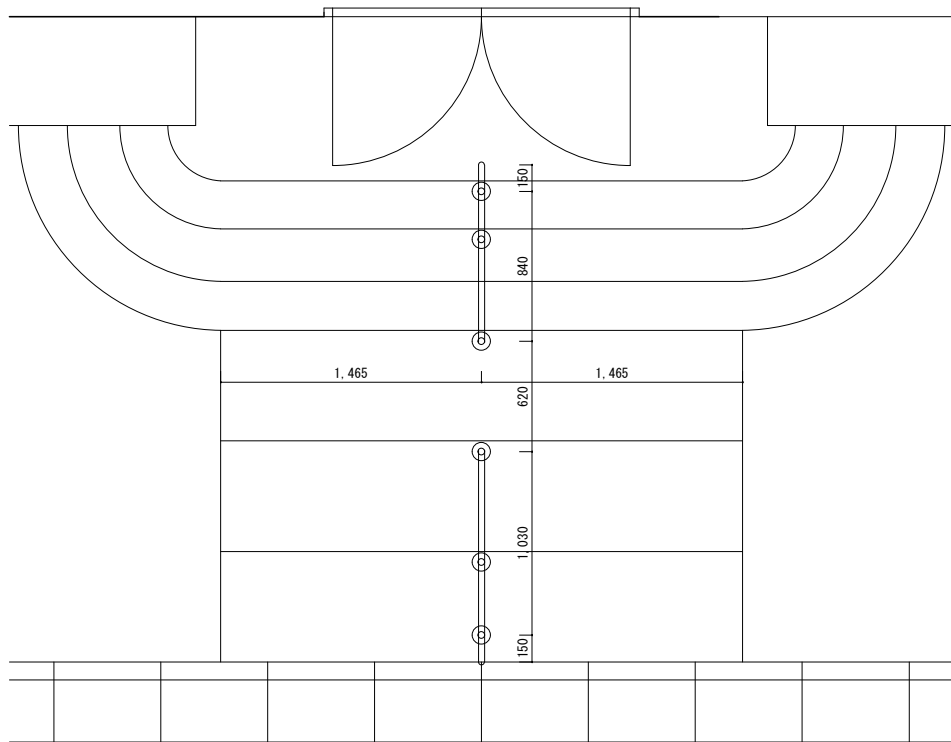
総務部公共施設管理課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL : 04-2953-1111 (代) FAX : 04-2954-6262
E-mail : kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

便所・洗面所改修図

1/20

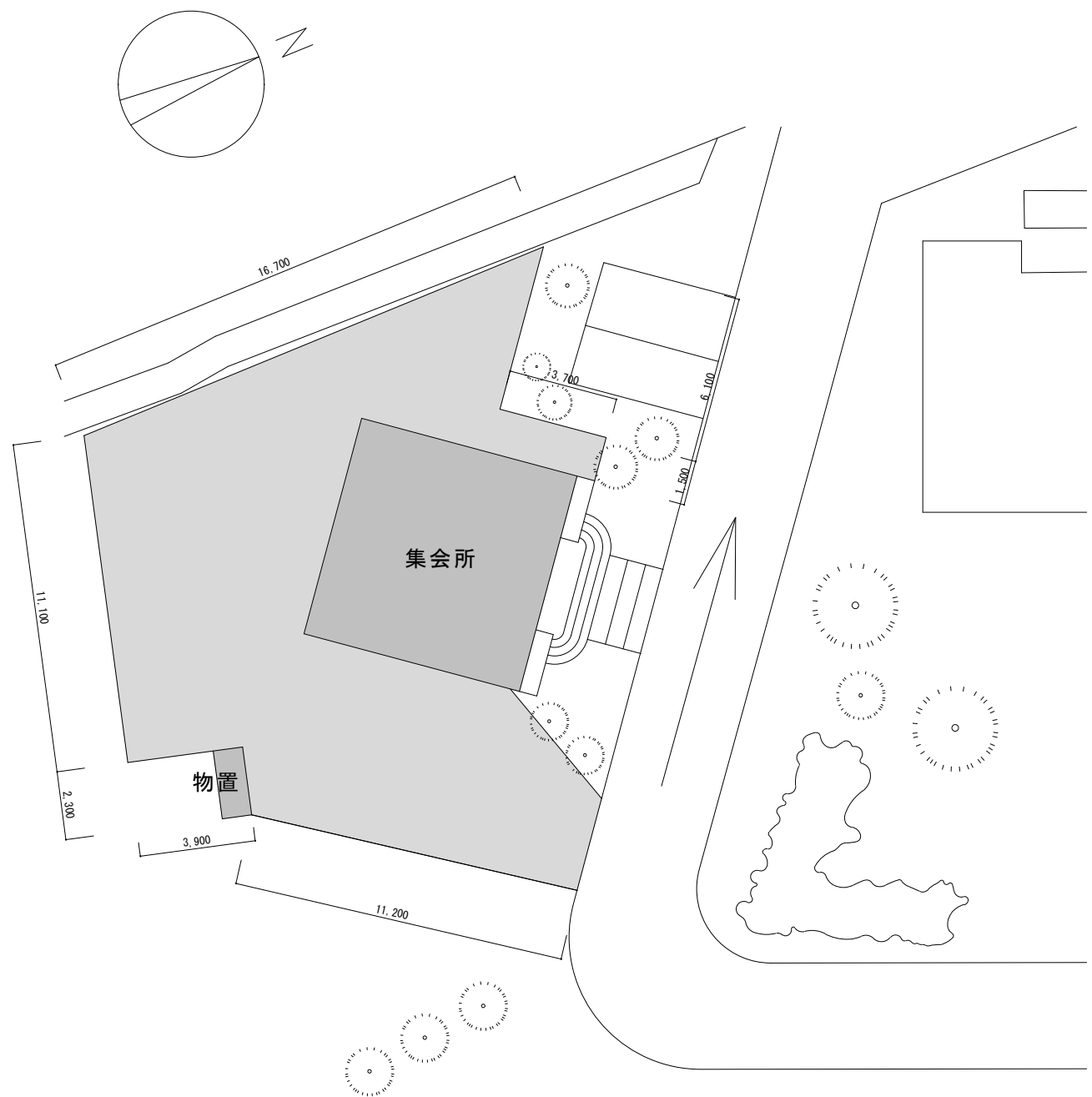
1/30

A-08



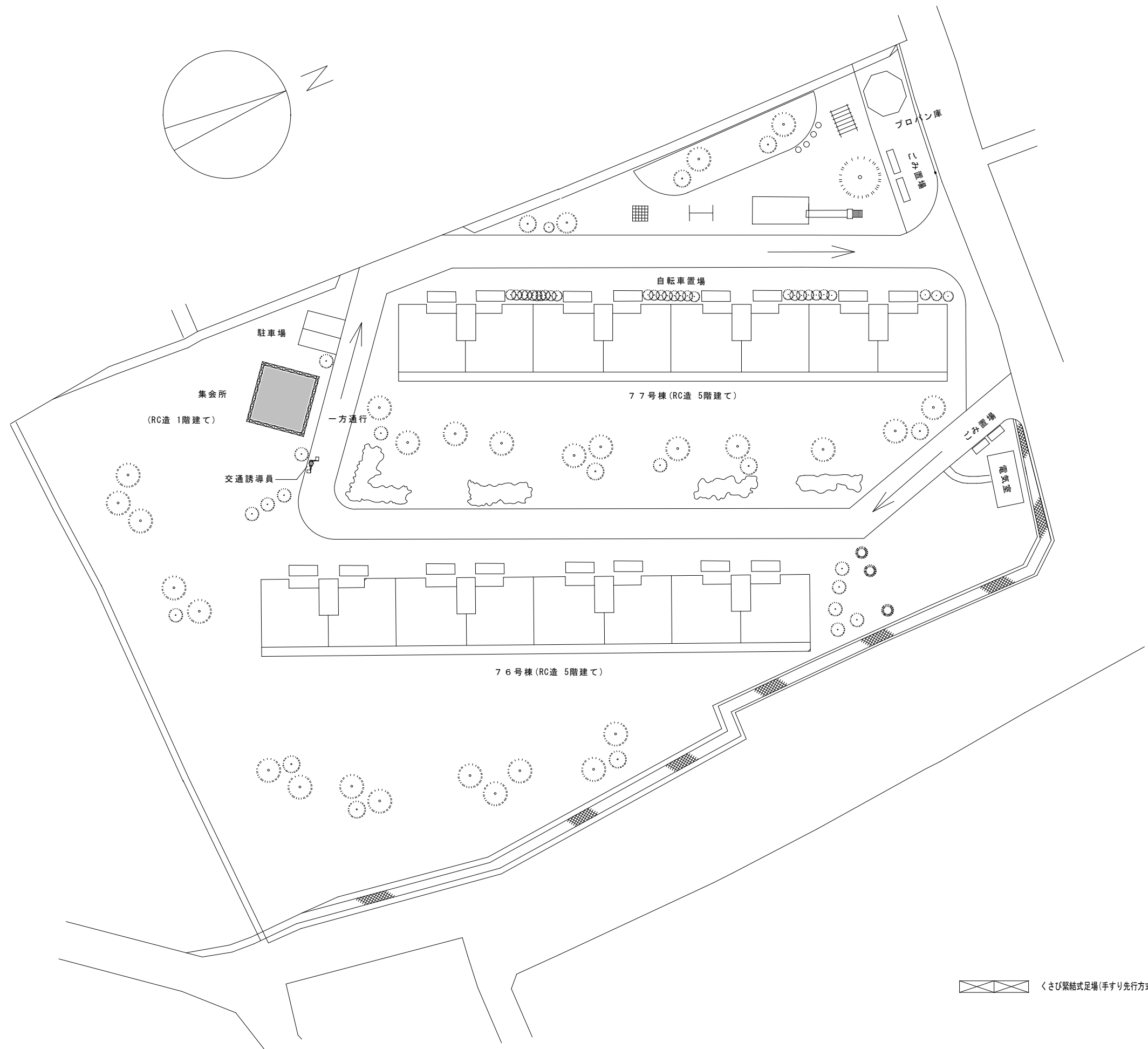
【階段手摺参考図 S=1/30】

※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする



防草シート（ポリプロピレン製0.5mm透水性 専用ピン（@0.5m）固定）
の上砂利敷

【防草シート+砂利敷施工範囲図 S=1/150】



電気設備工事特記仕様書

1 工事概要	
1.1 工事名	狭山市市営住宅上ノ原団地集会所外壁等改修工事
1.2 工事場所	狭山市大字上広瀬1345番地の1
1.3 工期	契約日から令和年月日まで
現場施工期間	令和年月日から令和年月日まで
現場施工期間	現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。
1.4 工事科目（○印の付いたものを適用する）	
○電灯設備 ・動力設備 ・配電設備 ・雷保護設備 ・受変電設備 ・電力貯蔵設備 ・発電設備 ・構内情報通信網設備 ・構内交換設備 ・情報表示設備 ・映像、音響設備 ・拡声設備（非常放送設備） ・誘導支援、呼出し設備	・テレビ共同受信設備 ・テレビ電波障害防除設備 ・監視カメラ設備 ・駐車場管制設備 ・防犯、入退室管理設備 ・自動火災報知設備 ・自動閉鎖設備 ・ガス漏れ火災警報設備 ・電話配管設備 ・中央監視制御設備 ・医療関係設備 ・昇降機設備
1.5 指定部分	○無・有（ 工期：令和 年 月 日）
1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）	
1 専任期間の始期	請負契約締結の日から、（○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
2 専任期間の終期	工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
3 専任期間の中断	自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全般的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
1.7 建物概要	RC造 地上1階
1.8 工事概要	
1.9 同時期発注の関連工事	・ 建築工事 ・ 機械設備工事
2 工事仕様	
2.1 共通仕様	
（1）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。	
（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。	
（3）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。	
2.2 特記仕様（特記事項の選択項目は、○印の付いたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。）	

項 目	特 記 事 項
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図面に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
2 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
③ 工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
④ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくことができる。
5 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6 監督員事務所	本工事で ・設ける（規模 ） ※設けない
⑦ 保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約期間の期間中、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9 建設リサイクル法の適用	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について ※ 適用する（契約金額による） ・ 適用しない
10 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ※ 適用する ・ 適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二折折り製本4部とする。
①⑧ 発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事 ・ 別途） （1）引渡しを要するもの（ ） （2）買取処分をするもの（銅屑・鉄屑） （3）再生資源化を図るもの（蛍光管） 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 （4）特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。

①②	金属電線管の 塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。 ただし、見えかけり部の塗装については監督員の指示による。																																																														
①③	鍵	壁等の鍵は、既存壁及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。																																																														
14	地中電線路	(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 <table><tr><th>敷き均し土</th><th>管 種 別</th></tr><tr><td>良質土</td><td>硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)</td></tr></table> (2) 地中電線路には、ケーブル埋設機及び保護シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の保護シートは図面特記による。 (3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。	敷き均し土	管 種 別	良質土	硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)																																																										
敷き均し土	管 種 別																																																															
良質土	硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)																																																															
①⑤	回路の種別 行先の表示	ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。																																																														
16	電線の接続	湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。																																																														
17	電線管の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。																																																														
18	接地工事	漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑ノ黄又は緑ノ色帯で区別する。																																																														
19	建設発生土の 処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。																																																														
20	再生砂・再生 アスコン	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、 ・使用できる。 ※使用できない。 再生砂使用に先立ち、1購入あたり11検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																																														
21	耐震施工	設備機器の固定等は、「『建築設備耐震設計・施工指針 2014年版』（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量 (kgf) に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。																																																														
設計用標準水平震度																																																																
設置場所		<table><tr><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td>上層階</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>屋上及び塔屋</td><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td></td><td>水 槽 類(※1)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td></td><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>中間階</td><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td></td><td>水 槽 類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td></td><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>地下・1階</td><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td></td><td>水 槽 類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table>	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5		水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0		機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0		水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6		機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	地下・1階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
特定の施設		一般の施設																																																														
重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																													
上層階	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																											
屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																											
	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																																											
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																											
中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																											
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																											
	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																											
地下・1階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																											
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																											
【備 考】 (※1)：水槽類には、オイルタンク等を含む。 重要機器 ・配電盤 ・発電装置(防災用) ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・火災報知器受信機 ・中央監視装置 ・太陽光発電装置 上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。																																																																
22	あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																																														
23	はつり及びあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。																																																														
24	改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 (2) 外部足場 ※ A種（枠組足場）・B種・C種・D種・E種・F種 ※足場を設ける場合は、「『手すり先行工法等に関するガイドライン』について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基立で、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。																																																														
25	墜落制止用器具 （フルハーネス型）	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による ・使用を要しない																																																														

26 アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
②⑦ その他	（1）施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 （2）本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 （3）本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 （4）本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 （5）特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 （6）改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 （7）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。 （8）本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 （9）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せて設定すること。 （10）工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 （11）工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 （12）工期中、月毎の工事履行報告書を翌月7日までに監督員に提出する。 （13）資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。 （14）検査を受けて使用すべき工事材料等は、監督員が指定するものとする。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

2.3 工事別一般事項（特記事項選択項目は、○印の付いたものを適用する）	
項 目	特 記 事 項
① 電灯設備	（1）配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は適用形とする。なお、2ロコンセンは様式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、県営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 （2）照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとす。 （3）照度測定 電気設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 （4）分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 （5）継接 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は継接を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と塗りしろカバーの間の隙が離れないように施工した場合は、継接を必要としない。 （6）位置ボックスの省略 ケーブル3相以上配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略してもよい。
2 動力設備	（1）動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につきU・V・W・Eの4Pを原則とする。 （2）電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3 雷保護設備	受雷部突針はLR1とする。
4 受変電設備	高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 （端末処理 ・耐塩用 ・一般用） 受 電 電 圧 柱上用高圧気中負荷開閉器(PAS) 主 遮 断 装 置 変圧器設備容量 定格電圧 kV 定格遮断電流 kA 動力用 kVA× 台 電灯用 kVA× 台 高圧進相コンデンサ kVar× 台 直列リアクトル ・6％ ・13％ kVar× 台
5 構内情報通信網設備	ネットワーク機器を盤内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6 電力貯蔵設備	・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・（概要）
7 発電設備	・ ディーゼル発電装置 ・ ガスエンジン発電装置 ・ ガスタービン発電装置 ・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置 ・ 熱供給(コージェネレーション)発電装置 ・ 太陽光発電装置 ・ 風力発電装置 ・ （概要）

項 目	特 記 事 項
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備（非常放送設備）	（1）所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 （2）総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 （3）ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

2.4 取付高さ			
壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。			
名 称	測 点	取付高さ（mm）	
		一 般	県営住宅
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300	1,200
〃（身体障害者用）	〃	1,100	1,000
〃（人感センサー切換用）	〃	2,000	2,000
コンセント、電話用7φ10φ、直列ユニット（一般）	〃	300	400
〃（和室）	〃	150	200
〃（台上）	台上～中心	150	500
防水型コンセント	床上～中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	〃	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン（身体障害者用）	〃	900	900
復帰ボタン（ 〃 ）	〃	1,800	1,800
廊下表示灯（ 〃 ）	〃	2,000	2,000
端子盤	〃	(上端1,900以下)1,500	2,000

3 その他	
3.1 他工事との取合区分	発注図又は工事区分表による。
3.2 図面上の縮尺	図面上の縮尺は、JIS A1版とし縮尺とする。
3.3 疑義	本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

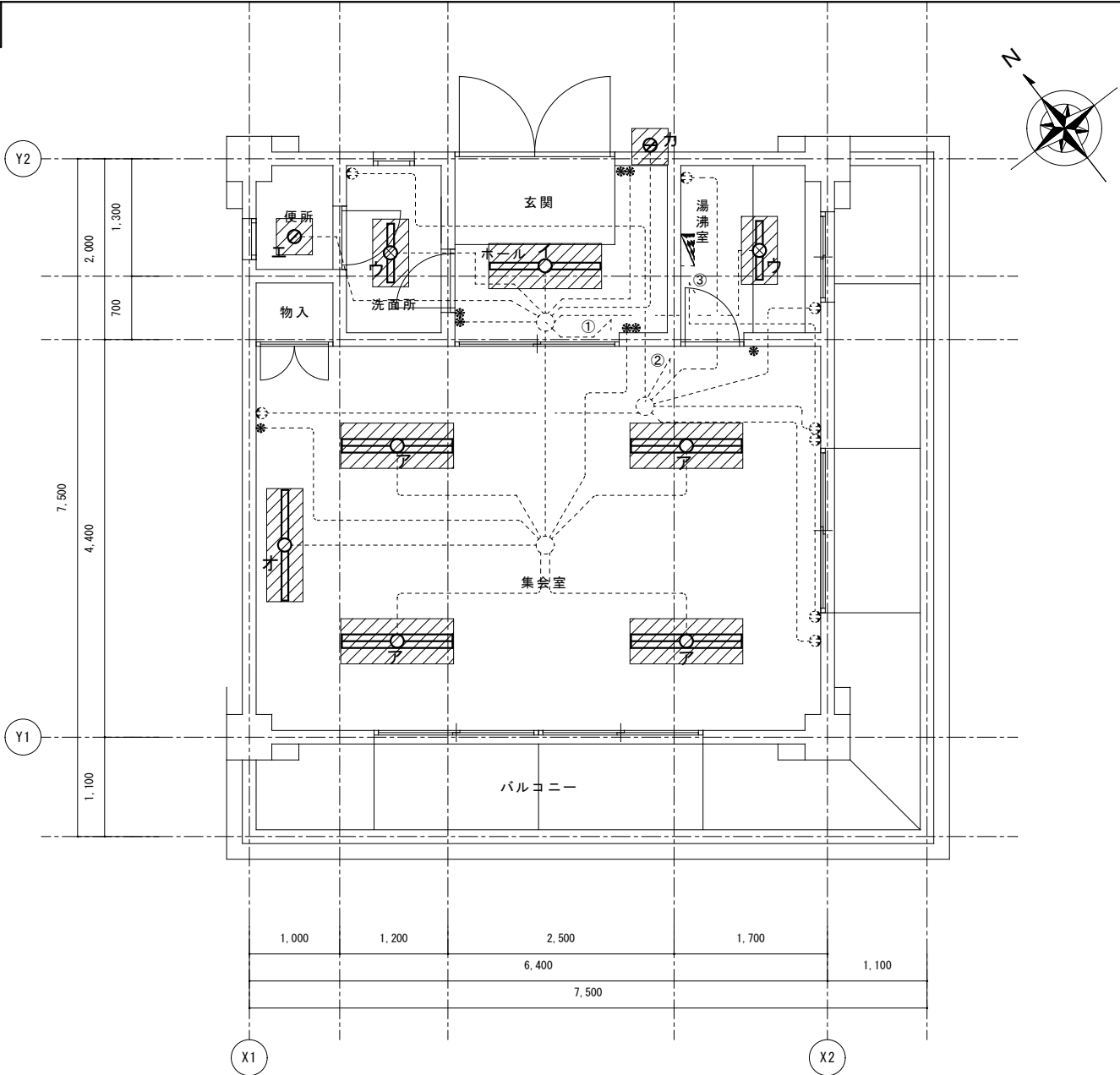
舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。 第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） m3 ・中間処理施設 市 地内、（株） ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず） ・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む） 第2条 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。 第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 第2条 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 第3条 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 第4条 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。 第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 第2条 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。 第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。 第2条 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。 第3条 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、昇降機設備工事（新設、増設又は更新）において、昇降機を常時適法な状態に維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月19日付け国土交通省住宅局建築指導課）による。 第2条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。 第2条 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。 第3条 発注者とは、本工事の発注者をいう。 第4条 受注者とは、本工事の受注者をいう。 第5条 製造者とは、昇降機の製造者をいう。 第6条 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。 第7条 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。 第3条 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。 第2条 製造者は、製造した昇降機の部品等を、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。 第3条 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。 第4条 製造者は、保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。 第5条 受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。 第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

官公庁等打ち合わせ機関	
建築：	
昇降機：	
施設管理者：	
電力会社：	
電話会社：	
ケーブルテレビ会社：	
消防本部：	



改修前



1階平面図 1/50

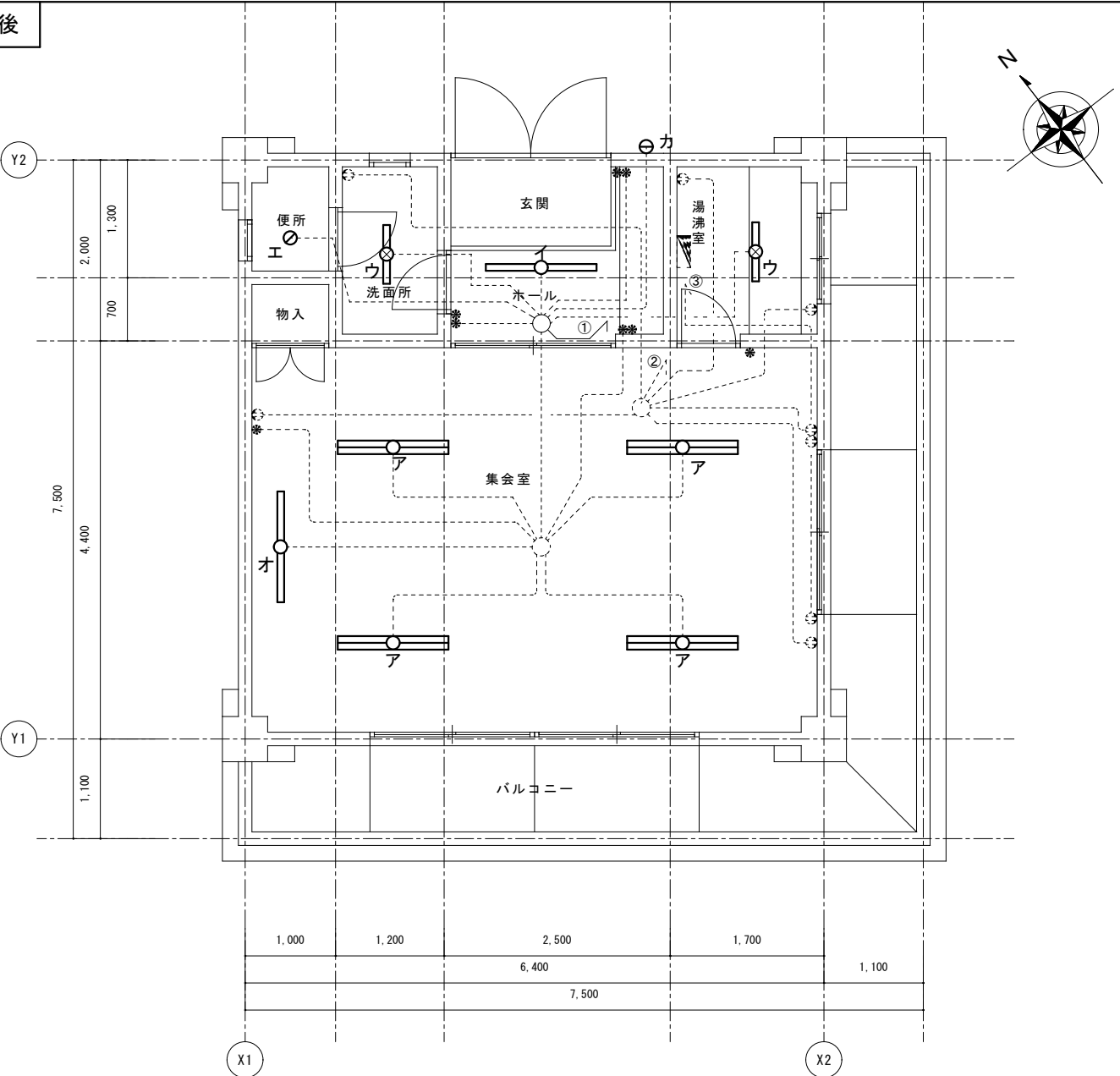
凡 例

記 号	名 称 ・ 仕 様	備 考
ア	蛍 光 灯	40W×2
イ	蛍 光 灯	40W
ウ	蛍 光 灯	20W
エ	便 所 灯	40W
オ	黒 板 灯	
カ	玄 関 灯	100W
	分 電 盤	



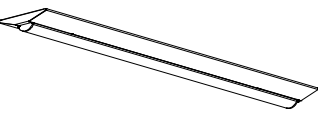
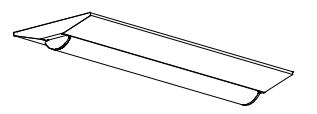
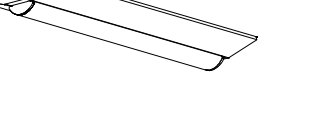
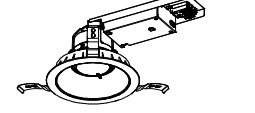
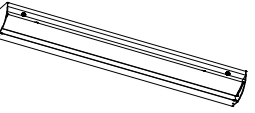
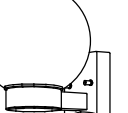
撤去機器を示す。

改修後



1階平面図 1/50

新設照明器具姿図

ア	LSS10-4-37	イ	LSS10-2-30	ウ	LSS10-2-30
					
参考：LEKT423403N-LS9		参考：LEKT223324N-LS9		参考：LEKT223164N-LS9	
エ	LSS10-2-15	オ	LSS13-4-29	カ	
					
参考：LEKD103025N-LS9		参考：LEKT414323N-LS9		参考：LEDB88929	



Ⅰ 工事概要																																																																																																														
1	工事名称 狭山市市営住宅上ノ原団地集会所外壁等改修工事																																																																																																													
2	工事場所 狭山市大字上広瀬1345番地の1																																																																																																													
3	工期 契約日から令和年月日																																																																																																													
現場施工期間		令和年月日		令和年月日																																																																																																										
現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することができる。																																																																																																														
4	建物概要																																																																																																													
<table><tr><th>建物名称</th><th>構造</th><th>階数</th><th>延面積 (㎡)</th><th>消防法施行 令別表第一</th><th>備考</th></tr><tr><td>① 集会所</td><td>RC造</td><td>地上1階</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>②</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>③</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>④</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行 令別表第一	備考	① 集会所	RC造	地上1階				②						③						④						⑤																																																																									
建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行 令別表第一	備考																																																																																																									
① 集会所	RC造	地上1階																																																																																																												
②																																																																																																														
③																																																																																																														
④																																																																																																														
⑤																																																																																																														
5	工事種目（●印を付いたものを適用する。）																																																																																																													
<table><tr><th rowspan="2">建物別及び屋外 工事種目</th><th colspan="6">工事種別</th></tr><tr><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>屋外</th></tr><tr><td>○空気調和設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○換気設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○排煙設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○自動制御設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○衛生器具設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>●給水設備</td><td>一式</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○排水設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○給湯設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○消火設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○厨房機器設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○ガス設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							建物別及び屋外 工事種目	工事種別						①	②	③	④	⑤	屋外	○空気調和設備							○換気設備							○排煙設備							○自動制御設備							○衛生器具設備							●給水設備	一式						○排水設備							○給湯設備							○消火設備							○厨房機器設備							○ガス設備																				
建物別及び屋外 工事種目	工事種別																																																																																																													
	①	②	③	④	⑤	屋外																																																																																																								
○空気調和設備																																																																																																														
○換気設備																																																																																																														
○排煙設備																																																																																																														
○自動制御設備																																																																																																														
○衛生器具設備																																																																																																														
●給水設備	一式																																																																																																													
○排水設備																																																																																																														
○給湯設備																																																																																																														
○消火設備																																																																																																														
○厨房機器設備																																																																																																														
○ガス設備																																																																																																														
6	指定部分 ※無 ・有 対象部分： 工期：令和 年 月 日																																																																																																													
7	主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）																																																																																																													
1	専任期間の始期 請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで（現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。																																																																																																													
2	専任期間の終期 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。																																																																																																													
3	専任期間の中断 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。																																																																																																													
8	工事範囲 図示のとおり																																																																																																													
9	機械設備工事概要																																																																																																													
<table><tr><td>埼玉県環境配慮方針の適用項目 (12) (該当項目数：)</td><td>・長寿命機材の選定（2-3-③） ・設備更新を踏まえた計画（2-3-④） ・再生品の優先使用（2-3-⑥） ・有害物質の放散量が少ない材料の使用（2-4-②） ・発生材の再資源化を推進（3-1-⑥） ・フロン等の回収・破壊を行う（4-1-①） ・代替フロンの使用抑制（4-1-②） ・断熱材の採用（4-1-③） ・太陽熱利用システムの導入（5-1-②） ・高効率機器の採用（5-2-②） ・ソーニングの工夫（5-3-①） ・外気冷房制御の導入（5-3-②） ・搬送動力の低減（5-3-③） ・ヒートポンプの採用（5-3-④） ・熱回収システムの導入（5-3-⑤） ・コージェネレーションの導入（5-4-①） ・排水機器の採用（6-1-①） ・雨水利用（6-1-③） ・排水再利用（6-1-④） ・アスコン廃材の再利用（6-3-②） ・再生塩ビ管の採用（6-3-③）</td></tr></table>							埼玉県環境配慮方針の適用項目 (12) (該当項目数：)	・長寿命機材の選定（2-3-③） ・設備更新を踏まえた計画（2-3-④） ・再生品の優先使用（2-3-⑥） ・有害物質の放散量が少ない材料の使用（2-4-②） ・発生材の再資源化を推進（3-1-⑥） ・フロン等の回収・破壊を行う（4-1-①） ・代替フロンの使用抑制（4-1-②） ・断熱材の採用（4-1-③） ・太陽熱利用システムの導入（5-1-②） ・高効率機器の採用（5-2-②） ・ソーニングの工夫（5-3-①） ・外気冷房制御の導入（5-3-②） ・搬送動力の低減（5-3-③） ・ヒートポンプの採用（5-3-④） ・熱回収システムの導入（5-3-⑤） ・コージェネレーションの導入（5-4-①） ・排水機器の採用（6-1-①） ・雨水利用（6-1-③） ・排水再利用（6-1-④） ・アスコン廃材の再利用（6-3-②） ・再生塩ビ管の採用（6-3-③）																																																																																																						
埼玉県環境配慮方針の適用項目 (12) (該当項目数：)	・長寿命機材の選定（2-3-③） ・設備更新を踏まえた計画（2-3-④） ・再生品の優先使用（2-3-⑥） ・有害物質の放散量が少ない材料の使用（2-4-②） ・発生材の再資源化を推進（3-1-⑥） ・フロン等の回収・破壊を行う（4-1-①） ・代替フロンの使用抑制（4-1-②） ・断熱材の採用（4-1-③） ・太陽熱利用システムの導入（5-1-②） ・高効率機器の採用（5-2-②） ・ソーニングの工夫（5-3-①） ・外気冷房制御の導入（5-3-②） ・搬送動力の低減（5-3-③） ・ヒートポンプの採用（5-3-④） ・熱回収システムの導入（5-3-⑤） ・コージェネレーションの導入（5-4-①） ・排水機器の採用（6-1-①） ・雨水利用（6-1-③） ・排水再利用（6-1-④） ・アスコン廃材の再利用（6-3-②） ・再生塩ビ管の採用（6-3-③）																																																																																																													
10	電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。																																																																																																													
11	同時期発注の関連工事 ・建築工事 ・電気設備工事																																																																																																													
Ⅱ 工事仕様																																																																																																														
1	共通仕様																																																																																																													
(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。																																																																																																														
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。																																																																																																														
(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。																																																																																																														
2	特記仕様																																																																																																													
(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。																																																																																																														
(2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。																																																																																																														
狭山市市営住宅上ノ原団地集会所改修工事																																																																																																														

項 目		特 記 事 項	
①	機 材 等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出することとする。 使用機材等については、7Aハに含まれる有無を確認し、7Aハを含む機材は、使用しないこと。 「面等による環境物品等の調達に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験などの特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。	
2	電気保安技術者	・置く　・置かない	
③	施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。	
④	技能士の適用	・配管施工（配管工事）　・建築板金施工（風通制作及び取付け） ・熱熱線施工（保温工事）　・冷凍空調調和機器施工（冷凍空調機器の据付け）	
⑤	機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	※検査を受けて使用すべき機材等は、監督員が指定するものとする。 試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。	
⑥	監督員事務所	本工事で　・設ける（規模	

18

防露保温工事

標準仕様書第2編によるほか下記による。

空気調和設備工事の保温の種別		
区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
ド レ ン 管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ハ）・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・（ハ）・Ⅶ
	天井内、P S 内及び空腔壁中	c2・（ロ）・Ⅶ
	浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
蒸 気 管	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（イ）・Ⅱ
	機械室、書庫、倉庫	B・（イ）・Ⅱ
	天井内、P S 内及び空腔壁中	C2・（ロ）・Ⅱ
	床下、暗渠内（ビツ内、共同溝を含む。）	D・（ロ）・Ⅱ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・（イ）・Ⅱ
冷水・冷温水管 （膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（ハ）・Ⅲ
	機械室、書庫、倉庫	B・（ハ）・Ⅲ
	天井内、P S 内及び空腔壁中	C1・（イ）・Ⅲ
	床下、暗渠内（ビツ内、共同溝を含む。）	D・（ハ）・Ⅲ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） （厨房の天井内は含まない。）	E3・（ハ）・Ⅲ
温 水 管 （膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（イ）・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	B・（イ）・Ⅰ
	天井内、P S 内及び空腔壁中	C2・（ロ）・Ⅰ
	床下、暗渠内（ビツ内、共同溝を含む。）	D・（ロ）・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	E3・（イ）・Ⅰ

(注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。
屋内露出部 ※保温化耐力パー（※附製 亜鉛メッキ鋼板製・SUS製）
屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング・SUSラッキング
・保温化耐力パー（※附製 亜鉛メッキ鋼板製・SUS製）
2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
3. 機器類の保温材の種別は、（※グラスウール保温材・ロックウール保温材）とする。

ダクトの保温の種別		
区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
長 方 形 ダ ク ト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・（イ）・XⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	I・（イ）・XⅠ
	屋内隠へい、D S 内	I・（ロ）・XⅠ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	K3・（イ）・XⅠ
	円 形 ダ ク ト	屋内露出（一般居室、廊下）
屋内露出（機械室、書庫、倉庫）		N・（イ）・XⅠ
屋内隠へい、D S 内		N・（ロ）・XⅠ
屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）		P3・（イ）・XⅠ
消音内貼り		サブライチャンパー
	消音チャンパー・消音エルボ	L・（ロ）・Ⅸ

給排水衛生設備工事の保温の種別

区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
給 水 管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ハ）・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・（ハ）・Ⅶ
	天井内	c2・（ロ）・Ⅶ
	P S 内及び空腔壁中	—
	奥営住宅P S 内	c2・（ハ）・Ⅶ
	床下、暗渠内（ビツ内、共同溝を含む。）	—
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
排水及び通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	—
	機械室、書庫、倉庫	—
	天井内	c2・（ロ）・Ⅶ
	P S 及び空腔壁中	—
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
給 湯 管 （膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（イ）・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	b・（イ）・Ⅰ
	天井内	c2・（ロ）・Ⅰ
	P S 内及び空腔壁中	d・（ロ）・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e3・（イ）・Ⅰ

(注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかき部は塗装を施す。
2. 排水管の管種が耐火二層管、耐火V P の場合は、保温を要しない。
3. 施工種別bの材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
4. 機器類の保温材の種別は、（※グラスウール・ロックウール）とする。
5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3・（ハ）・Ⅶとする。
6. 便所内露出SUS管及び流し内露出SUS管は保温を要しない。
7. 空調設備を要する便所（特別支援学校等）以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。
※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。
・屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚50mmの防凍保温を行うこと。
※図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は下記仕様により防凍保温を行う。
※保温仕様は保温厚さを40mmとする。
・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

19

防凍保温

・屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚50mmの防凍保温を行うこと。
※図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は下記仕様により防凍保温を行う。
※保温仕様は保温厚さを40mmとする。
・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

20

塗 装

下記の亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
※機械室、書庫、倉庫・
下記の金属電線管は塗装を行う。
※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出（※見えかき部・ ）

21

電 線

特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコメタリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。

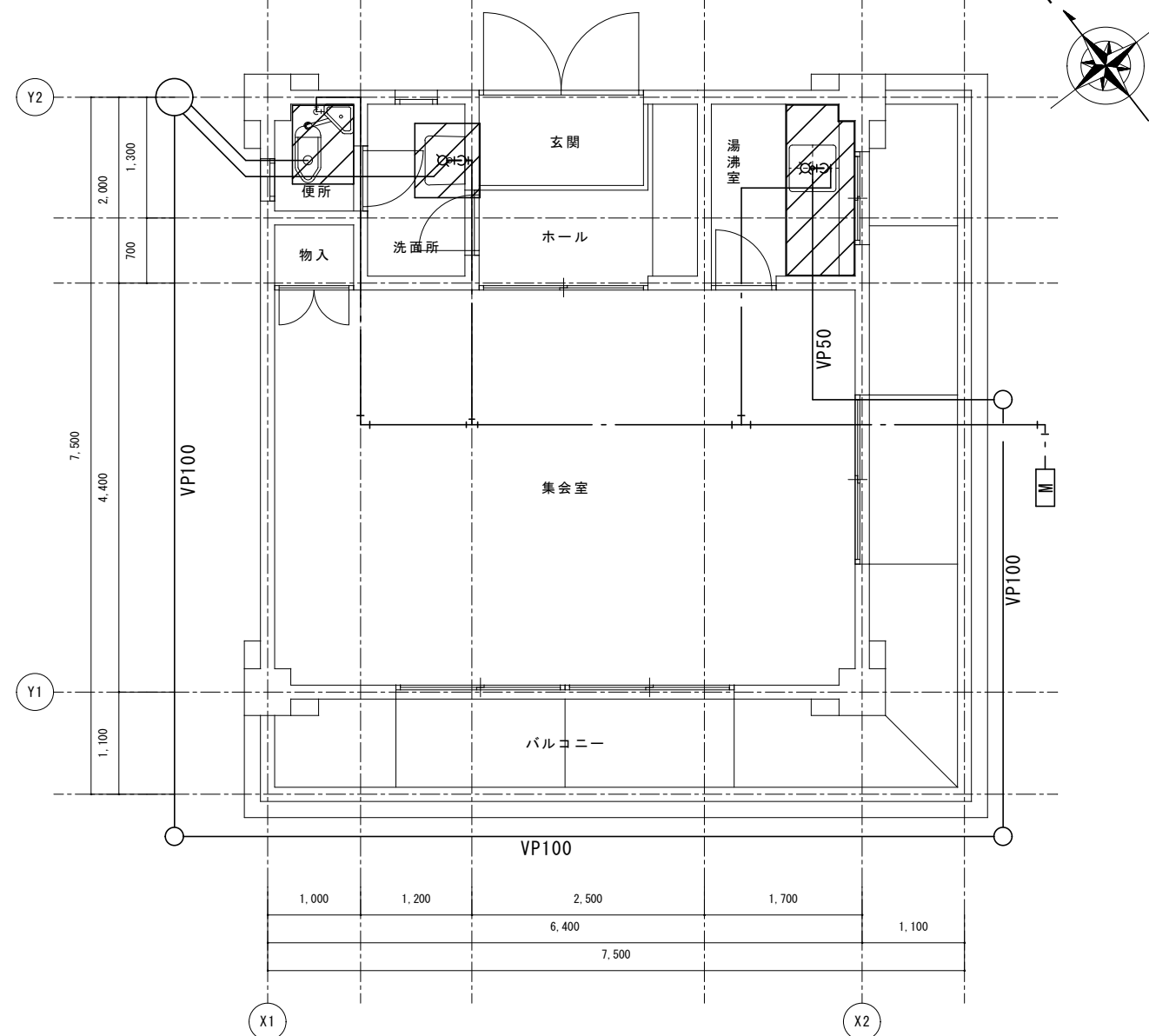
itema.jp

機械設備

● 一般共通事項	22	はつり及びあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の力が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
	23	管の埋設深さ	(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車両道路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで300mmとする。
	24	既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
	25	絶縁継手の設置 ・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ
	26	天井仕上げ区分	() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
	27	他工事との 取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせする。
	28	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
	29	保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約工期の期間中、これを火災が保障対象になっている相立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。
	30	配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
	31	壁落制止用器具 (フルハーネス型)	※使用を要する 壁落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号)による ・使用を要しない
	32	誘導電動機	三相誘導電動機はJIS C 4213 (IE3) トップランナーモーターとする。
	33	完成図書の 電子納品	完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ・適用しない ※完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
	34	そ の 他	(1) 本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 (2) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 (3) 工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 (4) 工期中、毎月の工事履行報告書を翌月7日までに監督員に提出する。 (5) 資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。
● 改修一般事項(付加事項)	1	共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
	2	改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記より設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・ 枠組足場 ・ (2) 外部足場 ※A種(枠組足場) ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
	3	既存部分養生・ 既存家具等養生	(1) 関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート ・ 合板 ・
	4	備品等の移動	・別途工事 ・本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
	5	仮設間仕切り	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ※A種 単管下地全面シート張り ・
	6	撤去後機材の扱い	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用の場合は図示区分による。 (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
	7	支持金物の再使用	(1) インサート金物 ・ インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・再使用できる ※新品
	8	あと施工アンカーの 種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
	9	フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入 ・ フロン再生後引き渡し ・ 未再生引き渡し 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき処理すること。
	10	総 合 調 整	・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整
	11	既設基礎等の解体 はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
	12	アスベスト事前 調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。
	13	そ の 他	(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 2023.4
施工特記仕様書(1)			N/S M-O1

O 空 気 調 和 設 備		(3) 特に騒音振動など周辺に甚大影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。		18 空気熱源ヒートポンプ空調機	標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 (2) 冷媒 HFC (R410A、R32又はR407C) (注1) R410Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注2) R32を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆銅管は難燃性のものを使用すること。 (3) 増設配管グリーン調達進捗方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。	12 擬音装置	・女子用トイレブースに設置する。(・本工事 ・別途工事) ・男子用トイレブースに設置する。(・本工事 ・別途工事) ・多目的トイレブースに設置する。(・本工事 ・別途工事) 衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。		② 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。 3 満水試験継手 3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ※掃除口付きソケット ・満水試験用掃除口ソケット 4 樹の適用 別紙樹表による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	1 設計温湿度	<table><tr><th colspan="2">外 気</th><th colspan="6">一 般 系 統</th><th colspan="2">屋 内</th></tr><tr><th></th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th></th><th></th></tr><tr><td>夏 期</td><td>36.9℃</td><td>46.1%</td><td>28 ℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬 期</td><td>0.6℃</td><td>50.7%</td><td>20 ℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></table> ※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。	外 気		一 般 系 統						屋 内			温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)			夏 期	36.9℃	46.1%	28 ℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	冬 期	0.6℃	50.7%	20 ℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	2 総合試運転調整	※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ・する ・しない 騒音の測定 ・する ・しない 室内外空気の温度の測定 ※する ・しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ・しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ・する ・しない	3 煙 道	(1) 鉄板厚 (※3.2mm ・4.5mm) (2) ばい煙濃度計 ※設ける ・設けない (3) ばいじん量測定口 ※設ける(測定口は80φとする) ・設けない	4 煙 突	※別途 ・本工事	5 長方形ダクト	※低圧ダクト(亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト(亜鉛鉄板製) ・高圧2ダクト(亜鉛鉄板製) ・ステンレス製ダクト(・A区分 ※B区分) ・塩ビ製ダクト(・A区分 ※B区分)	6 円形ダクト	※スパイラルダクト(※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製) ・硬質塩化ビニル管(VU) ・換気用耐火二層管(大臣認定品) ※フレキシブルダクト(・保温付 ・保温無) (注)1 使用区分は図示による。	7 風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンバーの分岐ダクト	8 チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブライチャンバー、レタンチャンバ及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けけるチャンバー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。	9 吹出口及び吸込口ボックス	※亜鉛鉄板製 ・グラスウール製	10 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式(※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式(※遠隔 ・)	11 配管材料	(1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼管(白) ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼管(白) ・ (3) ブライン管 ※配管用炭素鋼管(黒) ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆銅管 (保温厚mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上) ただし、液管の呼び径がφ9.52mm以下の断熱厚は、8mmとしてもよい。 (5) ドレン管(屋外) ※配管用炭素鋼管(白) ・硬質塩化ビニル管VP ドレン管(屋内) ※保温機能付空調用ドレン管(L100ACDレン管)相当品) ・耐火二層管VP(FDPS-1) ・配管用炭素鋼管(白) ・硬質塩化ビニル管VP (消防協議事項： ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼管(黒) ・ (7) 蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼管(黒) ・ 還 管 ※圧力配管用炭素鋼管(黒)Sch40 ・ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼管(白) ・	12 弁 類	規格はJUS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び共通仕様書による。また、銅管用伸縮管継手の種類は図示による。	13 温 度 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管(出入口共)、冷却水管(出入口共) ※空気調和機の冷温水管(出入口共) ※ダクト接続形空気調和機のサブライチャンバー、レタンダクト、外気取入ダクト及びレタンチャンバー ※冷温水ヘッダー(往)及び各選り管 ※熱交換器の温水管(出入口) ・	14 圧 力 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管(出入口共)、冷却水管(出入口共) ※空気調和機の冷温水管(出入口共) ※冷温水ヘッダー(往)及び各選り管 ※熱交換器の温水管(出入口) ・	15 瞬間流量計	瞬間流量計はビトマー方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は(※1個 ・ 個)付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに(※固定形 ・ 着脱形)を設ける。 ・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに(※固定形 ・ 着脱形)を設ける。	16 油面制御装置	※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ(※固定形 ・ 着脱形)を設ける。 制御壁には(※給油ポンプ制御 ※減減油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御)の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。	17 冷却塔	※直交流式 ・向流型 ※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清排水の水栓を分岐して設ける。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			</
	外 気		一 般 系 統						屋 内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	夏 期	36.9℃	46.1%	28 ℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	冬 期	0.6℃	50.7%	20 ℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

改修前



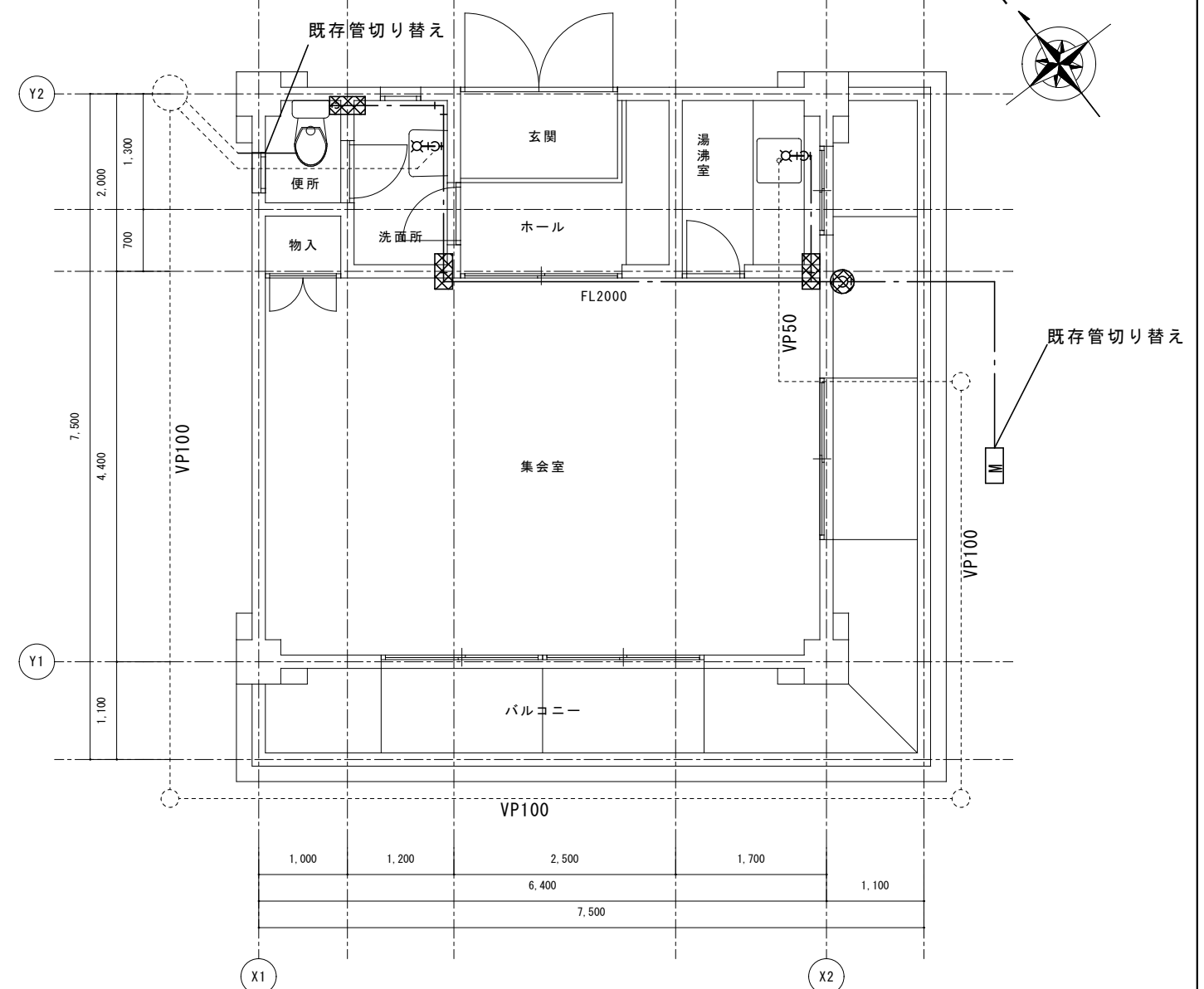
1階平面図 1/50

※ 1.  配管、配管付属品及び給水設備の撤去部分を示す。
撤去部分以外は残置とする。

※ 2. 既存金具撤去後、既存配管にプラグ止めすること。

洗面所	横水栓 13A	1 個
給湯室	流し台 W1800×D500×H800 自在水栓 分岐金具付き 13A	1 個
トイレ	ロータンク用止水栓 13A	1 個
便器	和風便器床上給水用便器	1 個
手洗い器	手洗い器 W500×D400	1 個

改修後



1階平面図 1/50

記 号	仕 様	
———	給水管	ポリブデン管（露出配管：樹脂製化粧カバー共） 13A
	はつり補修	
	養生範囲	清掃後片付け含む

洗面所	立水栓 13A	1 個
給湯室	流し台 W1800×D500×H800 自在水栓 分岐金具付き 13A	1 個
トイレ	ロータンク用止水栓 13A	1 個
便器	掃除口付床置床排水大便器 棚付二連紙巻器	1 個
手洗い器	手洗い器 W500×D400	1 個